

庄内川河川事務所の管内において河川を利用される皆様へ

河川における許認可の申請手続で押印が不要になり 電子メールでの申請ができるようになりました。

○ 河川に関する許認可などの手続のうち、押印などが不要となるもの（抜粋）

こんなときは	押印などが不要となった様式	河川法
(1) 河川の流水を占有したいとき	許可申請書（乙の1）	第23条
(2) 河川の流水の占有の登録をしたいとき	登録申請書（乙の1の2）	第23条の2
(1) 河川区域内の土地を占有したいとき	許可申請書（乙の2）	第24条
(2) 上記の占有が終了したとき	河川占有廃止届	
(3) 河川区域内において、工作物を新築、改築、除却したいとき	許可申請書（乙の4）	第26条
(4) 河川区域内の土地において、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更したいとき、または竹木の植栽若しくは伐採をしたいとき	許可申請書（乙の5）	第27条
(5) 河川区域において、上記許可後に工事着手したいとき	着手届	第26条外
(6) 河川区域において、上記許可に関する工事が完了したとき	完了届	
(7) 河川保全区域において工作物の新築、改築、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更したいとき	許可申請書（乙の4）（乙の5）	第55条
(8) 許可に基づく地位の承継手続をしたいとき	地位承継届	第33条
(9) 許可に基づく権利の譲渡をしたいとき	権利譲渡承認申請書	第34条
(10) 住所、氏名、所在地、名称を変更したいとき	住所変更届	-
(11) 河川区域を一時的に使用したいとき	河川一時使用届	-

※その他、上記以外で押印などが不要となるものは申請窓口にお問い合わせください。

○ 上記の申請書類は、電子メールでの提出ができるようになりました。詳細は以下の窓口へお問い合わせください。

担当出張所等	該当区間	住所・電話番号
庄内川第一出張所	【庄内川】 庄内川河口から庄内川橋上流端まで 【右岸】 庄内川河口（-2.0km）～庄内川橋（17.6km-35m） 【左岸】 庄内川河口（-2.8km-880m）～庄内川橋（17.4km+85m）	名古屋市中村区岩塚町西起168 TEL 052-411-2539
庄内川第二出張所	【庄内川】 庄内川橋上流端から愛知岐阜県境まで 【右岸】 庄内川橋（17.6km-35m）～愛知、岐阜県境（42.4km-8m） 【左岸】 庄内川橋（17.4km+85m）～愛知、岐阜県境（43.8km+110m） 【矢田川】 矢田川合流点から宮前橋上流端まで 【右岸】 庄内川合流点（0.0km）～宮前橋（7.0km+50m） 【左岸】 庄内川合流点（0.0km）～宮前橋（7.0km+80m）	名古屋市北区西味鏡2-301 TEL 052-901-5944
土岐川出張所	【土岐川】 愛知岐阜県境から三共橋上流端まで 【右岸】 愛知、岐阜県境（42.4km-8m）～三共橋（59.6km+65m） 【左岸】 愛知、岐阜県境（43.8km+110m）～三共橋（59.6km+55m）	多治見市前畑町1-39-1 TEL 0572-23-8505
小里川ダム管理支所	【小里川ダム】	恵那市山岡町田代1565-21 TEL 0573-59-0056

ご注意事項

- ・各種様式は、上記リンク先のほか提出先窓口より提供いたします。
- ・添付書類などでデータ容量が大きい場合、電子メールでの提出をお受けできない場合があります。
- ・一部手続は、押印の省略（及び電子メールでの提出）ができません。詳細は上記担当出張所もしくは下記にお問い合わせください。

問い合わせ先

〒462-0052 名古屋市北区福德町5-52 庄内川河川事務所 占用調整課

TEL : 052-914-6935

